

発議案第×号

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

令和×年×月×日

船橋市議会議長 渡 辺 賢 次 様

提出者 神 田 廣 栄

賛成者 鈴 木 いくお 日 色 健 人

齊 藤 和 夫 杉 川 浩

岩 井 友 子 浅 野 賢 也

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

我が国は、ウクライナの民主化・自由化を推進し、地域の平和と安定に寄与するために国際社会と協調しつつ、同国に対する支援を行ってきた。

そうした中、国際社会の懸命な努力にもかかわらず、2月24日にロシア軍がウクライナへの侵略を開始した。

ロシア軍による侵略は、同国の主権及び領土の一体性への侵害、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、力による一方的な現状変更を認めないという国際秩序の根幹を脅かすもので、断じて許されず、厳しく非難する。

国際社会は連携し、あらゆる外交手段を駆使して、軍の即時撤収と速やかな平和の実現に全力を尽くすべきである。

以上、決議する。

船 橋 市 議 会

理 由

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対し、船橋市議会として抗議の意を表明するため、決議するものである。これが、この決議案を提出する理由である。